

（仮称）公共施設の保全・利活用基本指針（案） に対する意見と市の考え方

募集期間 平成25年6月3日（月）から7月3日（水）まで

意見提出者数 24人

意見件数 36件

意見分類	意見件数
公共施設マネジメントの基本方針に関すること	10
施設分類別の方針に関すること	1
将来コストの削減方策に関すること	2
目標達成のための基本原則に関すること	3
公民館に関すること	17
その他	3

No	意見の内容	市の考え方
公共施設マネジメントの基本方針		
1	<p>方針1を「サービス・機能の必要性に応じた地域拠点への充実したサービスの提供の適正化」と補足をお願いします。</p> <p>現状を踏まえた地域毎の対応が必要であり、市側から見た必要なサービスの検討ではなく、住民・利用者からの要望がこの地域にはどのようなサービスが必要なのかを検討することこそがサービスの提供の適正化につながると思う。</p> <p>地域内に十分な施設がある場合には、それらの統合も理解されるだろうが、逆に適切な少ないにも関わらず需要が多い地域には、画一的な適正化による縮小・削減は問題が大きい。この場合、地域拠点としての充実したサービス提供を図らなければ公平性を失う。</p>	<p>限られた財源の中で、将来にわたり真に必要な公共施設サービスを市民の皆様に提供していくためには、公共施設を通じて市が提供する全てのサービスについて必要性を見極め、そのサービス継続の妥当性を検討し、適正化を図っていくことが行政サービスにおける基本となる考え方であることから、本文案といたしました。</p> <p>なお、サービス提供の適正化にあたりましては、地域の実情やニーズの違いに応じた検討も必要であると考えておりますので、今後、地域の皆様の声も聞きながら公共施設の適正配置に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。</p>
2	<p>方針2を「サービス提供に利用する地域拠点としての整備と施設（建物）適正化」と補足をお願いします。</p> <p>機能面が重複した施設の統合・複合化の検討・民間施設の活用の検討は大いに進めるべきであります。民間施設を活用する事は、利用者への負担増(有料化)を促進する事になり十分な検討が必要となる。また、しかるべき民間施設がない地域には、市が公共施設として提供する事になります。施設利用者(市民)に対する平等の原則に反することとなる。地域拠点としての施設機能とサービス向上を加味した適正が必要である。</p>	<p>限られた財源の中で、将来にわたり真に必要な公共施設サービスを市民の皆様に提供していくためには、施設の機能面を重視した多機能化・複合化を進めるとともに市が施設を保有する必要性を検証し、施設の適正化を図っていくことが重要であると考えておりますので、本文案といたしました。</p> <p>民間施設の活用につきましてもサービス提供のひとつの手法として必要な方策の一つであると考えておりますが、市による整備や維持管理よりも民間施設の賃借などの方が効率的な場合を想定してのものです。</p> <p>また、市民の皆様へのサービス提供にかかる公平性の確保や利用者負担のあり方についても考慮しながら検討を進める必要があると考えております。</p>
3	<p>方針3を「地域の拠点となる建物を長期にわたり安全で快適な状態に維持し、将来コストの平準化を図るための適切な予防保全の実施」と補足をお願いします。</p> <p>地域の拠点となる建物が効率的な維持管理手法の検討・長期修繕計画・改修保全に関するガイドラインの整備については、適正な方針が得られれば、こ</p>	<p>今後は、全ての公共施設について改修・更新を行うことが困難であることから、多機能化、複合化などの進め方も踏まえて、地域の拠点施設も含めた全施設について優先順位を整理した上で、優先度が高い施設については、適切な予防保全を実施していく必要があることから、地域拠点施設に限定しない文案にいたしました。</p> <p>なお、利用者からの負担につきましては、方針5</p>

	<p>れに必要な費用は、市の利用管轄部署による予算立てと施設利用者からの応分の負担を徴収する事も考えられます。</p>	<p>にありますように、受益者負担の原則の観点から、利用実態とコストの状況を検証し、受益と負担の在り方の適正化を図ってまいります。</p>
4	<p>方針4を「民間委託などの適切な手法を活用した、効率的・効果的な地域繁栄に向けた拠点としての管理運営」と補足をお願いします。</p> <p>地域拠点と位置付けることで、地域繁栄として住民（地域自治会や商店街など）の協力も得やすくなる。</p>	<p>本基本指針（案）は主に地域の皆様が利用する施設だけではなく、全市域や市外からの利用がある広域的な施設も対象としていることから、本文案といたしております。</p> <p>今後の公共施設の管理運営にあたりましては、多様な選択肢から、最も効率的・効果的にサービスを提供できる主体や手法を適用していくことが必要であり、また、地域住民の皆様にご協力をいただくことも重要であることから、方針5として記載しております。</p>
5	<p>方針5を「受益者負担の適正化に向けては、市民や地域との協働の推進」と補足をお願いします。</p> <p>より良い管理運営を行うために、ノウハウを生かした官民一体の管理運営を目指す事が望ましい。受益者負担の適正化の言葉に誘導されてはならない。地域に合った管理運営方法が確立された段階でNPO法人を立ち上げ、これに委託していく事も提案したい。</p>	<p>公共サービスの提供にあたりましては、受益と負担の適正化の観点や、市民や地域との協働の推進の観点は、それぞれ重要であると考えておりますことから、本文案といたしております。</p> <p>なお、受益と負担の適正化につきましては、利用実態とコスト負担の状況を検証し、「受益者負担の在り方の基本方針」にのっとり、適切に判断をさせていただきます。</p> <p>また、市民や地域の皆様との協働につきましては、ご提案いただきましたNPO法人への委託につきましても、今後の基本的な検討の際の参考にさせていただきます。</p>
6	<p>方針6を「市民の便益向上や収益確保を図るため地域と共に未利用資産の活用に取り組む」と補足をお願いします。</p> <p>統廃合・移設による未利用資産が発生した際、活用してきた地元の意見を十分に反映した対応を望む。地域の施設の統廃合が市側の理由にだけとらないように配慮を求む。</p>	<p>未利用資産につきましては、全市民の共有の財産であることから、本文案といたしました。</p> <p>施設の適正配置を進めるにあたりましては、地域の皆様の声も聞きながら検討していくことが必要であると考えておりまして、未利用資産につきましても、同様の考え方のもと、売却も含め、有効活用を図ってまいります。</p>
7	<p>方針7を「専管組織の設置など、全庁的・総合的な視点から地域活性化に向けた公共施設マネジメントを実施するための環境整備」と補足をお願いします。</p> <p>方針3・4・5を円滑に推し進めるためには、もっとも重要な市主導の専管組織・公共施設マネジメン</p>	<p>本基本指針（案）に基づく公共施設マネジメントを着実に実施していくためには、これまでのように施設所管ごとの考え方だけでは進められないことから、専管組織を設置し、公共施設の現状や課題認識を共有し、全庁的・総合的な視点で取り組みを進める必要があることから、本文案といたしました。</p> <p>公共施設マネジメントを推進していく中では、地</p>

	トになることを望む。地域活性化を踏まえた公平性が確保されることを期待している。	域の活性化にも繋がるような効果的で適正な施設機能の配置を検討してまいります。
8	<p>公共施設の維持管理は必ずしも行政がやる必要はないので賛成です。</p> <p>江の島地区の公民館を視察する機会があり、担当者から話を聞きました。ここでは民間委託になっているとのことで、ただ活動については地域住民の意識の持続をどうするかという問題を挙げていました。</p> <p>いわゆる今の公民館のように、公民館が主体的に働きかける構図ではないので大変かなと思いました。しかし、これは今後の課題として、地域住民や利用するサークルの問題でもあるといえます。</p>	<p>行政運営の効率化が求められる中、地域や民間等、多様な選択肢から、最も効率的・効果的に提供できる主体がサービスを行うことが必要であると考えております。</p>
9	<p>公共施設の民間委託には反対です。委託をすれば、利益の出るものではないので、しわ寄せは被雇用者に来るのは目に見えています。もし、市の職員に給与が高いので、それをカットしたいというのであれば、全体的に見直し、非正規職員も含めての雇用の安定化を図ってほしいと思います。たとえば、図書館に関しては、佐賀県武雄市の例が成功例のように宣伝されていますが、図書館独自としては、かえってコストがかかっているのではないかと、とも言われています。また、昨今企業では、外部に委託するのはコストがかかるため、自社系列の派遣会社を作っているのを見ても、委託は得策とは思われません。</p>	<p>市では、平成 19 年 3 月に策定した「民間活力の活用に関する指針」に基づき、行政の活動範囲を明確化した上で、民間企業が有する高度な専門知識や経営資源を活用することで、利用者の皆様へ効率的・効果的にサービスの提供ができるものについては、指定管理者制度や民間委託を推進する考えでございます。</p> <p>また、公の施設を管理する指定管理者等の労働者につきましては、公契約条例（平成 24 年 1 月施行）に基づく労働報酬下限額を適用するなど、労働環境の確保にも努めております。</p>
10	<p>公民館の利用は無料であるべきだ・・・はないと思います。町田市などの例もあり、受益者負担は止むを得ないと思います。総合学習センターは今有料になっている。</p>	<p>現在、「受益者負担の在り方の基本方針」による使用料等の見直しを進めており、本基本指針（案）に掲げる方針なども踏まえまして、今後、公民館の受益者負担について、慎重に議論してまいりたいと考えております。</p>
施設分類別の方針		
11	<p>施設分類の方針（今後の取組の方向性）地域施設について、下記文章をはじめにとして補足を願います。</p> <p>「市民との協働を図り、積極的な地域の拠点づくりを推進するために、利活用・施設の削減などを含めて、今後の取り組みの方向性を検討する。」</p> <p>原文のままに”公共施設の保全・利活用基本方針” “施設分類別方針”として公になること（公民館利</p>	<p>施設分類別方針は、方針 5 の市民や地域との協働の推進も含め、基本方針を踏まえた中で、施設分類ごとに、今後の取組の方向性をまとめたものでございます。</p> <p>なお、公民館の有料化につきましては、現在、「受益者負担の在り方の基本方針」による使用料等の見直しを進めており、本基本指針（案）に掲げる方針なども踏まえまして、今後、公民館の受益者負担について、慎重に議論してまいりたいと考えておりま</p>

	<p>用の有料化・利活用や敷地面積削減などが独り歩きする)には反対です。今まで相模原市の担当部署が公共施設(特に公民館の生涯学習に対する利用者部屋貸し・コミュニケーション事業対応など)の有料化を否定してきました。</p>	<p>す。</p>
<p>将来コストの削減方策</p>		
<p>12</p>	<p>適当な広さかは分かりませんが、今の施設の床面積を基準に考えなくてもよいと思いますので、コスト削減が図られると判断するのであれば、それで良いと思います。</p>	<p>延床面積の削減目標は、民間活力の活用など、その他改修・更新コストの抑制や経常的費用の削減等の対策を組み合わせることにより、財源不足に対応する目標として設定しております。</p>
<p>13</p>	<p>1) 限られた財源で公共施設を保全していくためには、予算に限りがあり、現状では延床面積の20%を削減して、コストを削減していかなければダメだという事については、その通りだし理解できます。賛成します。</p> <p>2) 但し、一律20%というのは、良く検討して頂きたい。</p> <p>3) 少子高齢化を考えた時、子供は今よりずっと少なくなっていくのが予想されるのだから、小中学校の施設はもっと大胆に20%以上削減すべきだ。</p> <p>4) 但し、マンション等が次々と建設され流入人口の多い橋本地区、清新地区、相模原地区等と、そうでない地区の人口動向予測を良く見極め削減の差があってもいいと思う。逆に増えている地域は、削減すべきではない。</p> <p>5) 少子高齢化であり、子供が減っても、人口動向の予想グラフをみても、65歳以上の高齢者は2060年代になっても増え続け、全体の割合は、3分の1を占める。</p> <p>6) よって、高齢者向けに公民館等の社会教育施設は削減してはならない。逆にもっと充実させるべきだ。高齢者対策をおろそかにしてはならない。</p> <p>7) これから増え続ける高齢者は「ぴんぴんころり」ができる環境がいいと自分は思う。寝たきりにならず、自力で生活が出来る健康維持が一番。それには、元気で趣味や地域活動のできる公民館等は是非維持すべきであり、逆に今よりも拡張して充実させて欲しい。今よりも貧弱になるのは耐え難い。絶対反対します。40年代に整備された公民館等は、その頃よりもずっと地域人口が増えて、その役割がずっと大</p>	<p>本基本指針(案)の削減目標はすべての施設について一律に20%の延床面積を削減するものではありません。地域人口や人口構成、社会情勢の変化などにより多様化する市民ニーズへの対応などを考えながら、検討を進めていくことが重要であると考えております。</p> <p>人口増加が見込まれる地区につきましては、増加に見合う施設整備を行う必要がありますが、さらに将来の人口減少等の推移を見据えた中では、建物を将来的に他の機能に転用しやすい施設整備や、整備費用の抑制のため、PFIなど民間資本の活用や民間建物のリース・借用なども検討する必要があると考えております。</p> <p>また、今後も高齢者人口の増加が見込まれておりますが、小・中学校の余裕教室の活用や小・中学校への高齢者施設や生涯学習施設などの機能集約を進め、需要に応じた機能確保を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>今後、公共施設の適正配置を進めるにあたりましては公共施設は市民の皆様の財産であることから、地域の皆様の声も聞きながら検討していくことが必要であると考えております。</p>

	<p>きくなって手狭になっている。</p> <p>8)「ぴんぴんころり」が出来る環境は、医療費の削減や介護施設等の削減につながります。地域の仲間意識が高まり、地域が明るくなって犯罪の起きにくい街作りが出来る。購買意欲が増して地域活性化も出来ると思う。</p> <p>9) 公民館・学校の改修には、今後予想される大規模災害の避難施設等の機能を持たせた規模を検討して欲しい。行政の単独ではなく、地域住民の意見も良く吸い上げて決めて欲しい。</p>	
目標達成のための基本原則		
14	<p>カッコ内を補足することを提案します。</p> <p>本市の今後のまちづくりの戦略上重要な施設、(及び利便性と効率を著しく高める施設の)整備を除き、原則として新規施設整備(拡充)は行わないこととします。</p> <p>せっかくの既存施設を、ただ経費節減のために切り捨て、中途半端な施設に終わらせることには反対です。</p> <p>その他の項目についてはおおむね支持します。</p>	<p>基本原則にあります「本市の今後のまちづくりの戦略上重要な施設」につきましては、市民の皆様の生活に直接かかわるサービスの充実に向けた取組みも含まれており、拡充すべき施設もあると考えております。</p> <p>なお、既存の公共施設につきましては、限られた財源の中で、将来にわたり真に必要な公共施設サービスを市民の皆様に提供していくためには、公共施設を通じて市が提供する全てのサービスについて必要性を見極め、そのサービス継続の妥当性を検討し、適正化を図っていくことが行政サービスにおける基本となる考え方であることから、本文案といたしました。</p>
15	<p>重要な施設の整備を除くとありますが、重要な施設とは何か不明です。重要な施設ではない施設を今まで作っていたのですか。どの現存施設も重要だから作ったと思います。しかし今後は重要かつ不可欠な施設だけ作るということだと思いますが、そうであれば具体的に重要な意味を示すとわかりやすいと思います。</p>	<p>これまで、人口急増期を中心に、時代の要請に応じ、市民の皆様にとって必要な公共施設の整備を進めてまいりました。</p> <p>今後は厳しい財政状況や、人口構造や社会情勢の変化などによる多様化する市民ニーズへの対応など、将来にわたり真に必要な公共施設サービスを提供していくために、市が提供するサービス・機能について必要性を見極めることが重要であると考えております。</p> <p>本基本指針(案)の「今後のまちづくりの戦略上重要な施設」につきましては、都市基盤の礎となる高度な都市機能の集積のほか、清掃工場など市民の皆様のご生活に欠かすことができない施設の整備(改修)などを想定しているものでございます。</p>
16	<p>私の見落としかもしれませんが基本指針(案)には墓地(霊園)に関しては何も触れていないように思い</p>	<p>本基本指針(案)は建築物(倉庫や公衆トイレなどの小規模施設は除く)、いわゆるハコモノを対象と</p>

<p>ます。墓地を持たない市民にとっては墓地はきわめて関心の大きい問題ですが、墓地を持っている人も墓を持たない人も墓地の将来に様々な不安があります。墓地は個人では作れないので、自治体か業者に頼らなければなりません。業者は大勢いますから金さえ払えば墓地は入手できますが、少子化が進み多様な生き方の時代、入手した墓地も無縁佛の墓地に変わることが懸念されます。亡くなった同居の親を袋詰めにして捨てたり、幾年も押入れにいたままにしたり、白骨になってもそのまま放置するというような悲惨なニュースにも聞きなれてしまい、驚かなくなりかねない世の中ですが、これも葬る墓地があれば防げるのではないのでしょうか。安心して暮らせるまちは死後迷わず永眠できるまちであって欲しいと思います。重要な施設の整備に墓地の整備をぜひ加えるべきです。相模原市は湖が3つある水源地域とはいえ、相武台は小学校唱歌「ふるさと」の歌詞にあるような小鮒を釣る川や兎を追う山はなくても終の棲家として暮らし子々孫々故郷としたい人は大勢いると思います。新磯野峰山霊園の希望者が多い実情を見ただけでもわかります。靈魂を迷わせない、遺族を困らせない政策が必要と考えます。</p>	<p>しており、道路・橋りょう等の土木インフラ施設や、公園、霊園等の施設については対象外としております。</p> <p>市営墓地につきましては、今年度墓所に対する市民アンケートを行い、このアンケートの結果等を踏まえた中で、計画的な整備に向けた検討を進めていく予定です。</p>
---	--

公民館

<p>17 社会教育施設の在り方について、今後の方向性の明確化を検討する際に、全国に誇れる当市の公民館網を維持することはもちろん、地域活動の拠点として、より利用しやすい施設として拡充する必要があります。</p> <p>これからの超高齢化社会を迎えるに当たり、生涯学習の充実や趣味を通じてのサークル活動などによる高齢者の生活の向上を図ることは、今後増加すると思われる引きこもりや孤独死をなくし、健康で長寿を全うするうえで大変重要である。その際、公民館の果たす役割は大きなものがある。身近で気軽に利用できるからこそ、地域に役立つ。規模縮小は、地域のニーズに逆行するものです。</p> <p>今後想定される大規模災害に対処するためには、（特に清新地区では）避難所となる体育館と隣接している公民館が避難所運営本部を兼ねる現地対策本部として、地域のことに詳しい人材を配置して、対</p>	<p>本市の公民館については、生涯学習の機会の提供のほか、地域活動の拠点や地域防災機能の向上などに大変重要な役割を担っております。</p> <p>その一方で、市の将来の財政負担を考えると、この時期から今後の公共施設の在り方について具体的な取組みを検討していくことも重要です。</p> <p>本基本指針（案）に係る具体的な取組みを行っていく中で、地域において公民館が担っている機能が低下しないよう、地域の実情を踏まえた上で検討してまいります。</p>
--	--

	<p>策に当たるうえで、公民館施設の充実が重要かつ必要である。当地区は地域防災力は高いものがあり、ボランティア活動も盛んである。「地域のことは地域で」は今や常識である。そのための拠点としての公民館施設の縮小はあってはなりません。</p>	
18	<p>自治体は子供の教育環境と同様に、成人の教育環境も保障する義務があります。公民館は学校と並ぶ住民の学習施設、教育機関であり、人づくりの大切な拠点です。相模原市は人口急増期に、学校とともに公民館を各地域に建設し、地域住民がここを拠点にして集い、学び、絆を結び地域づくりをして、市の文化の発展に大きな役割を果たしてきました。単なる建物、貸館にとどまらない市と市民にとっての大きな宝です。この大切な宝は、各地域にあって無料で利用できてこそ地域住民が自由に使え、その価値が高まるのです。工夫は大事ですが、有料は反対です。</p>	<p>公民館の受益者負担につきましては、現在、「受益者負担の在り方の基本方針」による使用料等の見直しを進めており、本基本指針（案）に掲げる方針なども踏まえまして、今後、公民館の受益者負担について、慎重に議論してまいりたいと考えております。</p>
19	<p>各公民館には「コミュニティ室」があり、開館時からその用途等が決まっていたと聞くと、年月も経ち、従来の利用とはかなり違っていると考えます。</p> <p>清新公民館のようにコミュニティ室もネット申し込み（実態は、自治会・社協などが先取りし、利用できる日は極端に少ない！）で利用できる所や、未だに一般開放していない公民館がほとんどだといえる。</p> <p>ここは年間の利用率は極端に低く、サークルの利用機会大幅に妨げているとさえ言える。早急に検討改善をお願いします。</p>	<p>公民館のコミュニティ室につきましては、地域の各種団体等が優先的にいつでも使用できるようにとの目的で設置されてきた経過があり、他の諸室とは違い原則として一般に貸し出す性格の部屋ではございません。</p> <p>しかしながら、一方で施設の有効活用も求められていることから、公民館によっては、地域の実情に応じて、公民館運営協議会等に諮るなど、地域の合意形成も図りながら開放しているところもございます。</p> <p>コミュニティ室の利用方法につきましては、各公民館で利用状況等を勘案し、協議していただくこととなります。</p>
20	<p>税金の優先順位を検証すべきです。</p> <p>社会教育機関としての公民館は、学校教育機関と共に「受益者負担」の論理とは異質で、適しません。教育権、学習権は基本的人権の根幹、生存権保障に直結するものであり、それを有料化するの自治体の責務を放棄するものです。</p> <p>今のリニア誘致の広域交流、シティセールス都市経営政策は、市民のいのちと生活を保障すべきものに逆行しています。リニアより暮らしの足としてのバス交通の整備をするべきである。</p>	<p>リニア中央新幹線駅が市内に設置されることにより、商業、業務、文化、交流など、さまざまな都市機能が集積され、「首都圏南西部の広域交流拠点都市」としての本市の発展、周辺都市の発展に寄与すると認識しております。</p> <p>一方、市民の暮らしを支える地域公共交通網の整備・充実も大変重要であると認識しており、バス路線網の充実やコミュニティ交通の充実を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>公民館の有料化につきましては、現在、「受益者負</p>

	<p>市民にとって超高齢、少子社会突入の中、防災を基調に、市民がいきいきと子育てし、老いても暮らしたいまちづくりにおいて、市民の交流、学習保障の施設は有料化は許されません。</p>	<p>担の在り方の基本方針」による使用料等の見直しを進めており、本基本指針（案）に掲げる方針なども踏まえまして、今後、公民館の受益者負担について、慎重に議論してまいりたいと考えております。</p>
21	<p>公共施設はまず、本市の理念に沿って計画されるべきものと考えます。現状の課題の中で施設の老朽化、少子高齢化、社会保障費の増加等の問題は今に始まったことではなく、10年も20年も前から叫ばれていました。そのための準備・蓄財はされていなかったのでしょうか？市の税金は市民の財産でもあるわけです。限りある財産をきちっと使用して下さい。</p> <p>市税の優先順位をどのように決めていくのかは、市の理念に沿って決めるべきです。大型施設を造ってきた（理念なき改革）責任は誰がとるのでしょか。</p> <p>税収が少なくなってきたから公共施設(公民館)から利用料をとるとするのは本末転倒です。</p> <p>公民館は社会教育施設であって、料金をとって賄うものではありません。ランニングコスト(光熱費等)がかかると言えば社会教育の教育理念を知らない多くの市民からは賛同を得やすいですが、本来行政が守るべきものが見落とされています。</p> <p>教育費や社会保障費、人を育て守るための税金の使い方をよく考えてください。</p> <p>合併ゆえに経費が高むのか、また一方でリニア中間駅のためのコストなどに莫大な予算を計上している中で、公民館利用者に負担を求めるのは納得できません。</p>	<p>市ではこれまで、人口増加や経済成長に合わせ、時代の要請に応じた公共施設の整備を行って来ました。しかし、経済情勢の変化や、少子高齢化の進行等による税収などの歳入の減少や社会保障費の増加等、公共施設を多く整備してきた人口急増期とは社会を取り巻く状況が大きく変化をしております。</p> <p>このような厳しい財政状況の中ではこれまでどおりにすべての公共施設を維持していくことは困難な状況にあります。</p> <p>こうした中で、将来にわたり真に必要な公共施設サービスを市民の皆様提供していくために、限られた財源と資産を最大限に有効活用する都市経営の視点のもと、今後の公共施設サービスの適正化に向けた取組の方向性などについての考え方を、本基本指針（案）として今回取りまとめました。</p> <p>公民館の受益者負担につきましては、現在、「受益者負担の在り方の基本方針」による使用料等の見直しを進めており、本基本指針（案）に掲げる方針なども踏まえまして、今後、公民館の受益者負担について、慎重に議論してまいりたいと考えております。</p>
22	<p>全ての施設20%を削減すること適当ではない。施設の利用率、公共性を検討して実施して欲しい。清新公民館は現状でも狭いため、床面積の削減は止めて欲しい。</p> <p>清新公民館は小学校と隣接しており、学校改修時に、清新地区防災本部設立又、非常時の防災拠点として、建物、設備の拡充が適当だと思えます。</p>	<p>本基本指針（案）の削減目標はすべての施設について一律に20%の延床面積を削減するものではありません。</p> <p>人口構造や社会情勢の変化などによる多様化する市民ニーズへの対応などを踏まえ、限られた財源の中で、将来にわたり真に必要な公共施設サービスを市民の皆様提供していくためには、市が提供する全てのサービス・機能について必要性を見極め、そのサービス・機能の継続の妥当性を検討し、適正化を図っていくことが重要であると考えております。</p> <p>今後、施設の適正配置を進めるにあたりましては、</p>

		<p>地域の皆様の声も聞きながら検討していくことが必要であることから、清新公民館の改修につきましても、本基本指針（案）を踏まえつつ、地域の皆様のご意見や施設の利用状況、構造上の課題などを勘案しながら、防災力の強化も含めて、今後検討を進めてまいります。</p>
23	<p>清新公民館は平成 28 年度完成に向け「改修検討委員会」を平成 25 年 5 月 24 日に設置し、今後検討してまいります。公民館建設当時の、地域人口 15,000 人であった時には問題となっていなかったが、現在人口は 28,000 人と増加しており、館全体が狭すぎる。特に大会議室の拡張を図り、収容人数を 100～150 人程度とすることを検討している。</p> <p>清新公民館は、緊急避難場所である清新小学校(体育館)と隣接しております。市では大規模災害に備え、住民避難等災害に強いまちづくりのための事業を進めております。避難所の充実強化を図るため、「学校施設を中心とした多機能化等を行う」について、例えば清新地区防災対策本部として公民館が活用できると考えます。現在、清新地区防災対策本部は公民館のコミュニティ室に設置しております。</p> <p>社会教育の中心的な役割を果たす公民館は、新しい時代にマッチした知識や技術を学習する場としての機能、子どもから高齢者までの多くの人が集う地域拠点としての機能、地域コミュニティの場としての機能を兼ね備えた施設で、地域の人々にとってなくてはならない場です。</p> <p>清新公民館は独立館であり、本来の公民館の役割の他、市の出先機関的な役割も果たしている。</p> <p>以上の点から、一律 20%の延床面積削減ではなく、必要性、多様性、総合性を加味した施策をお願いします。清新公民館区の住民も改修を楽しみにしており、今より充実、利便性のある館を希望しております。住民に納得していただくためにも、一律 20%削減は反対です。</p>	<p>本基本指針（案）の削減目標はすべての施設について一律に 20%の延床面積を削減するものではありません。</p> <p>人口構造や社会情勢の変化などによる多様化する市民ニーズへの対応などを踏まえ、限られた財源の中で、将来にわたり真に必要な公共施設サービスを市民の皆様提供していくためには、市が提供する全てのサービス・機能について必要性を見極め、そのサービス・機能の継続の妥当性を検討し、適正化を図っていくことが重要であると考えております。</p> <p>今後、施設の適正配置を進めるにあたりましては、地域の皆様の声も聞きながら検討していくことが必要であることから、清新公民館の改修につきましても、本基本指針（案）を踏まえつつ、地域の皆様のご意見や施設の利用状況、構造上の課題などを勘案しながら、防災力の強化も含めて、今後検討を進めてまいります。</p>
24	<p>清新公民館の改修にあたっては、会議室、コミュニティ室等の増設を期待して検討してはいたしましたが、現行よりの削減という指針に戸惑っている次第です。建築時の地区人口と利用者数は、現行では倍以上になっていると思われ、施設の利用にあたって</p>	<p>本基本指針（案）の削減目標はすべての施設について一律に 20%の延床面積を削減するものではありません。</p> <p>人口構造や社会情勢の変化などによる多様化する市民ニーズへの対応などを踏まえ、限られた財源の</p>

	<p>は、予約が取れず地域活動にも支障を来たしております。</p> <p>そこで単独施設では、削減との方針なので、当公民館は清新小学校と隣接しており、学校施設は多機能化を行うとの事なので、単独施設の複合化か、学校施設と併設等、多機能化や複合化を行うものとして、地域の防災センター、文化センター等を併設した施設を含む複合化した改修の提案をお願いしたい。</p>	<p>中で、将来にわたり真に必要な公共施設サービスを市民の皆様を提供していくためには、市が提供する全てのサービス・機能について必要性を見極め、そのサービス・機能の継続の妥当性を検討し、適正化を図っていくことが重要であると考えております。</p> <p>今後は学校施設を中心とした施設の多機能化や複合化を行ってまいります。施設の適正配置を進めるにあたっては、地域の皆様の声も聞きながら検討していくことが必要であると考えていることから、清新公民館の改修につきましても、本基本指針（案）を踏まえつつ、地域の皆様のご意見や施設の利用状況、構造上の課題などを勘案しながら、防災力の強化も含めて、今後検討を進めてまいります。</p>
25	<p>清新公民館は50年以上となり老朽化が進み、建替えの順番がやっと参りました。公民館は清新地区の中心です。重要な防災拠点となっており、災害時には地域住民の避難場所の清新小学校の体育館の隣にあり、対策本部となり地域住民には心強い施設となります。これからもますます重要性を増します。是非早急の建替えをお願いします。</p> <p>また建物、設備の老朽化、利用者の増加、住民の増加等から床面積の20%削減は困ります。反対します。</p>	<p>本基本指針（案）の削減目標はすべての施設について一律に20%の延床面積を削減するものではありません。</p> <p>人口構造や社会情勢の変化などによる多様化する市民ニーズへの対応などを踏まえ、限られた財源の中で、将来にわたり真に必要な公共施設サービスを市民の皆様を提供していくためには、市が提供する全てのサービス・機能について必要性を見極め、そのサービス・機能の継続の妥当性を検討し、適正化を図っていくことが重要であると考えております。</p> <p>今後、施設の適正配置を進めるにあたりましては、地域の皆様の声も聞きながら検討していくことが必要であることから、清新公民館の改修につきましても、本基本指針（案）を踏まえつつ、地域の皆様のご意見や施設の利用状況、構造上の課題などを勘案しながら、防災力の強化も含めて、今後検討を進めてまいります。</p>
26	<p>清新公民館は築50年以上の前の建物です。</p> <p>建設当初は地域人口が少なく、現在の延床面積で十分だったが、現在は人口が3万人と増加しています。</p> <p>また、自治会館が無い自治会が多くある。自治会の会議等は公民館を使用する回数が増えています。</p> <p>クラブ・サークル等で公民館を使用する団体が増え、予約さえ取れない状況です。</p> <p>延床面積の削減より面積の増設をお願いします。</p> <p>公民館は清新地区防災対策本部となって、清新小</p>	<p>人口構造や社会情勢の変化などによる多様化する市民ニーズへの対応などを踏まえ、限られた財源の中で、将来にわたり真に必要な公共施設サービスを市民の皆様を提供していくためには、市が提供する全てのサービス・機能について必要性を見極め、そのサービス・機能の継続の妥当性を検討し、適正化を図っていくことが重要であると考えております。</p> <p>今後、施設の適正配置を進めるにあたりましては、地域の皆様の声も聞きながら検討していくことが必要であることから、清新公民館の改修につきまして</p>

	<p>学校の緊急避難所に隣接しており、災害発生時には重要な場所と位置付けられ、これ以上狭くは災害対策本部の機能が果たせなくなる。そこで、コミュニティ室（2階部分）の増設、大会議室の拡張等をお願いします。</p>	<p>も、本基本指針（案）を踏まえつつ、地域の皆様のご意見や施設の利用状況、構造上の課題などを勘案しながら、防災力の強化も含めて、今後検討を進めてまいります。</p>
27	<p>「教育基本法」第25号、第7条に記載されているとおり、地域における地域住民の教育の目的を持ったものです。現在の公民館は建設後50年以上が経過し、かなり老朽化しております。日常の利用においても、必要日・必要な時間・必要な場所がなかなか予約できず、思うような活動ができず困っております。</p> <p>現在の利用率は100%以上と思われま。地域を見ても他に20～30人で使用できる施設もなく、自治会館を所有する地区も少なくありません。</p> <p>清新地区は地域におけるグループ活動、イベントも多く、まちづくりにおいても、高齢者の健康ケース、清新地区のシンボルマーク等市内各地域をリードする様々なアイデアを生み出しており、公民館活動（有意義）をしていることは事実です。</p> <p>今後も清新地区を安全で安心して心身ともに豊かにくらしができるよう、又、地域住民の知恵の発生の場として活用できるよう願います。</p> <p>現在有する公民館のスペースを少しでも増設いただけるようお願い申し上げます。</p>	<p>人口構造や社会情勢の変化などによる多様化する市民ニーズへの対応などを踏まえ、限られた財源の中で、将来にわたり真に必要な公共施設サービスを市民の皆様提供していくためには、市が提供する全てのサービス・機能について必要性を見極め、そのサービス・機能の継続の妥当性を検討し、適正化を図っていくことが重要であると考えております。</p> <p>今後、施設の適正配置を進めるにあたりましては、地域の皆様の声も聞きながら検討していくことが必要であることから、清新公民館の改修につきましても、本基本指針（案）を踏まえつつ、地域の皆様のご意見や施設の利用状況、構造上の課題などを勘案しながら、防災力の強化も含めて、今後検討を進めてまいります。</p>
28	<p>清新公民館は昭和57年に建設され築32年となる。</p> <p>建設当時は館区人口15,000人だったが、現在は28,000人を越え、2倍近くになっている。一方、公民館区内人口1人当たりの占有面積は市内ワースト2位、専用床面積についてワースト4位となっている。</p> <p>場所や費用の点等で各自治会の集会場建設も進まない中、公民館を拠点として会議室等で活用している自治会も多くあるが、部屋も少ないため、予約が取れないことが度々あり、自治会活動に支障が生じている。</p> <p>また、各サークル活動も活発であり、高齢者の活動、生涯学習にも予約がなかなか取れず、支障を来しているところである。</p>	<p>今後、施設の適正配置を進めるにあたりましては、地域の皆様の声も聞きながら検討していくことが必要であることから、清新公民館の改修につきましても、本基本指針（案）を踏まえつつ、地域の皆様のご意見や施設の利用状況、構造上の課題などを勘案しながら、防災力の強化も含めて、今後検討を進めてまいります。</p> <p>また、学校施設の有効活用についても十分に検討してまいりたいと考えております。</p>

	<p>そこで、まちづくり会議において、公民館改修時にコミュニティ室屋上に部屋の増築を要望している。</p> <p>市の政策により増築が無理ならば、清新小学校体育館の会議室の開放を要望いたします。</p> <p>清新小学校体育館の会議室は、建設時設計を見ると会議室が設置となっているが、(プレートも会議室になっている) 現在、体育館器具の置き場となっていて会議室の用を達していない。体育館は災害時の避難所となっているが、この会議室が使用できれば、災害時に対応する部屋として、用を達することができる。また、公民館の代用会議室として、各会議、サークル活動に対応することが可能と思う。</p>	
29	<p>清新公民館は昭和 57 年に建設され、当時の居住人口は 16,726 人から現在では 29,361 人へと大幅に増加した。この様な観点から公民館の大改修が必要である。</p> <p>人口に伴う利用希望者数に対して、会議室など設備が不足である。</p> <p>高齢者福祉事業や地域全般の講座でも和室や大会議室等では狭く参加者の収容が出来ない。</p> <p>大会議室の収容人数を 100 名より事業に合わせて対応できるよう 150 名収容に改修したい。</p> <p>事務室が非常に狭く、公民館と自治連や社協の事務局があり、事務作業の環境が悪く作業に支障を来しており改善が必要である。</p> <p>現コミュニティ室の上部分は空間となっているので、その部分を利用して 2 階に会議室を増設されたい。</p> <p>清新地区自主防災協議会において災害時及び訓練時には公民館に清新地区防災対策本部を設置する体制をとっている。更には清新小学校体育館が避難場所となっているので、公民館も活用できる体制が必要である。</p>	<p>今後、施設の適正配置を進めるにあたりましては、地域の皆様の声も聞きながら検討していくことが必要であることから、清新公民館の改修につきましても、本基本指針(案)を踏まえつつ、地域の皆様のご意見や施設の利用状況、構造上の課題などを勘案しながら、防災力の強化も含めて、今後検討を進めてまいります。</p>
30	<p>清新公民館は建築後年数が経過しており、各所の破損が多く、都度修理している。今回災害時に公民館を対策本部にすることが決定された。私は一歩前進したと思います。しかし館内が停電の場合はトイレも使うことができません。緊急時の電源を切り替えてトイレを使用できるように改修をお願いしま</p>	<p>公民館の改修においては、防災体制の向上も視点の一つとしています。特に、清新公民館につきましては、市の防災計画上、現地対策班の位置付けがされていますので、防災上必要な改修を行ってまいります。</p> <p>避難所は、地震による火災や家屋の倒壊等により</p>

	<p>す。</p> <p>私たち清新第二自治会の避難場所は清新小学校とのこと。沢山の方が避難した場合、大混乱を起こすことになると思います。従って、避難場所の優先順位を設けて、弱者・高齢者は公民館、他の避難者は小学校講堂に誘導する。</p> <p>学校では子供たちがいる場合は、子供たちが優先ですので、我々が避難する場合には、講堂のみでは入りきれず混乱を起こすことになります。従って、公民館にも避難できる体制をとっていただきたく、公民館の改修を強く求めます。</p>	<p>被災し、自宅で生活を送れない市民を受け入れる場所、市では、市立小・中学校等を指定しており、避難所の運営については、高齢者や障害者等への配慮をすることなどの留意点を記載したマニュアルを作成し、各避難所の運営協議会の訓練などに活用していただいております。</p> <p>また、高齢者や障害者など被災者の状況等から避難所では安全を確保できない場合については、福祉施設等を活用した二次避難所に避難していただくこととしております。</p> <p>なお、清新公民館については、災害時は現地対策班として、市や自主防災組織等の災害対応活動の拠点となります。</p>
31	<p>相武台地区には公共施設がまちづくりセンター及び公民館のみです。今後、市民協働として活動する各団体の会議、イベントの会場が確保されることが大事と思われます。磯野台小跡地移転の際は、相武台地区の状況を見据えた施設を望みます。</p> <p>将来A & A開発により、住環境の変更が予想されます。外国人を含めた人口の増加もあります。10年後に対応できる施設の検討が必要です。</p> <p>まちづくりセンターには時代の流れで住民の相談を受ける個室が絶対必要です。</p> <p>これからは形式にとられない施設を考えるべきと思います。</p>	<p>まちづくりセンターや公民館につきましては、各地域にとってはまちづくりの拠点となりますので、地域の実情や将来像も含めて、地域の皆様のご意見も伺いながら、また、本基本指針（案）も踏まえた中で、その地域にふさわしい施設となるよう検討を進めてまいります。</p>
32	<p>平成28年度に相武台公民館及びまちづくりセンターが移転する予定です。移転後は現用建屋は不要となりますが、これの利活用を提案します。</p> <p>現用市立図書館相武台分館は手狭となり、利活用市民は不便を感じていますので移転先として活用します。なお、スペースに余裕があれば、高齢者や児童、小中学生のサロンとして使用できればと提案します。</p>	<p>施設の適正配置を進めるにあたりましては、地域の皆様の声も聞きながら検討していくことが必要であることから、施設の統廃合、再編・再配置等により発生する未利用資産につきましても、同様の考え方のもと、市民の便益向上や、収益確保を図るなどの観点から有効活用を図ってまいります。</p>
33	<p>相武台公民館の移転後の利活用について案を述べさせていただきます。来年、相武台公民館は移転し、その後場合によっては売却されるとのことですが、相武台分館をそこに移転するというのはどうでしょうか？相武台分館は規模が小さく、限られた書物しか置くことができないような気がします。数年前、住宅地図を利用する機会が多く、わざわざ相模大野ま</p>	<p>施設の適正配置を進めるにあたりましては、地域の皆様の声も聞きながら検討していくことが必要であることから、施設の統廃合、再編・再配置等により発生する未利用資産につきましても、同様の考え方のもと、市民の便益向上や、収益確保を図るなどの観点から有効活用を図ってまいります。</p>

	<p>で足を運びました。もっと専門的な書物やたくさんの種類のDVDなどを置くには、相武台公民館ほどの規模であればちょうど良いように思います。余ったスペースは、会議室として利活用することもできます。ご検討願います。</p>	
<p>その他</p>		
<p>34</p>	<p>使用されていない施設を活用しようとすると縦割り行政がネックになり、悪くすると全てがダメになるとおそれて、関係部課にもちかけることを躊躇しかねません。</p> <p>一つの施設でもその施設を管轄する部課が複数あるとその部課の承認を得る手続きが煩雑です。行政組織が大きくなればなるほど関係部課が複雑になるのはやむを得ないと思いますが、この先、財政の逼迫と膨大になる修理・補強工事に対応するには不要・無駄の施設の有効活用が必要ですが、その手続きの仕事は極力簡略にすることが望ましいと思います。今後30年間で20%の床面積を削減することは大変なことだと思います。目的達成には行政も一層の緊張感を持ち、創意工夫が必要だと思います。そのためには縦割り行政に固執することのないよう、また横の連携を密に、融通の効く行政組織にして事案の対応が迅速かつ簡略にできるよう改善を望みます。</p>	<p>今後、本基本指針（案）に基づく、公共施設マネジメントを着実に実施していくためには、これまでのように施設所管ごとの考え方だけでは進められないことから、専管組織を設置し、公共施設の現状や課題認識を共有し、全庁的・総合的な視点で取り組みを進めてまいります。</p> <p>また、本基本指針（案）や今後策定を進めていく施設分類別計画等の進行状況について第三者によるチェックを行うなど、公共施設マネジメントを着実に実施するための環境整備を進めてまいります。</p>
<p>35</p>	<p>2～3年前に中野コミュニティの遊具が撤去されました。詳しい理由はわかりませんが、老朽化、管理ができないと聞きました。予算要求はしているとのことですが、今年度も設置してもらえないのでしょうか。</p> <p>1.中野小学校に通う子供の行動範囲に遊具の設備された公園がない。</p> <p>2.遊具がないため、以前は幼児連れが多く来ていたが今は幼児がまるで来なくなった。その結果、親の目もなくなり、中高生がたまるようになった。小さな子が集まれる場所がなくなった。</p> <p>公園のたくさんある旧相模原市では、公園で昼間親子連れや放課後の小学生もたくさん見ます。中野地域ではあまり小学生が遊んでいるのを見ません。</p> <p>地域性もあるかもしれませんが、生き生きと外で</p>	<p>中野小学校区内には遊具（滑り台、鉄棒など）を設置している公園は7か所ございますが、中野コミュニティ公園に設置していた遊具（木製）は支柱の腐食等老朽化により平成23年度に撤去いたしました。</p> <p>この公園の遊具につきましては、複合遊具（滑り台、ネットわたり等）を本年9月末までに設置する予定で設置業者と契約しております。</p> <p>水道施設につきましては、蛇口を再三壊される事例が発生したため使用中止としており、手洗いにつきましてはトイレの水道を利用いただいております。今後、壊されにくい蛇口の有無等について調査検討してまいります。</p>

	<p>遊んだり、入園前の時期に他者とのかかわりを覚えるには設備も必要ではないでしょうか。また、水道も壊れたまま数か月がたち不便しています。是非検討をお願いします。</p>	
36	<p>まず、現状の問題点は理解したつもりだが、現状の問題点がなぜ今まで残っているのかに疑問を感じる。昭和 40、50 年代相模原は大きく発展した。それに対応するため、公共施設が多数必要になり後先を考えずにドンドン作ったとは思えない。それなりの見込みの元にいろんな行政を推し進めたはずじゃなかったのか。当然、公共施設が数十年後には老朽化することも改修や更新が必要なことも分かっていたはず。適切な改修や更新の為の予算があり、それを基準に相模原市は運営されたはず。それなのに何故今頃、(仮称)公共施設の保全、利活用基本指針が出てくるのかを説明しないているのは納得できない。過去を振り返らず、過去の反省点を明らかにしない今回の基本指針は何の意味も無い、企画政策課の無駄なオアソビと私は感じる。企画政策課は優秀なスタッフの集団と私は思っている。</p> <p>過去の問題点は棚上げし現状を肯定したとすれば今回の基本方針は非常に優れている。「必要性」「多様性」「長期性」「総合性」、マネジメントの基本方針『方針 1』から『方針 7』までを考えても何ら異論を唱える箇所が見当たらない。昭和 40 年から 50 年代の企画政策のスタッフはかなりルーズだったと思われるが、その轍を踏まない為に初心に帰った基本方針の策定を希望する。</p> <p>最後に一言、東京電力はあの事故の始末をつけないまま、柏崎刈羽の原発再稼働を決断した。住民の安全をないがしろにする今回の東電経営者の考え方は目的は違うけど過去の教訓を取り入れていない企画政策課の方針とそっくりだと思える。東電は想定を超える地震と津波が事故の主要因と開き直っているが、それを信じている人はいない。</p> <p>私の意見は企画政策課から見れば想定外かもしれないが、平成 28 年この指針が見込み通りにならなかった時、あなた方はどう説明するのかを楽しみに私は相模原に住み続ける。</p>	<p>市ではこれまで、人口増加や経済成長に合わせ、時代の要請に応じた公共施設の整備を行ってきました。しかし、経済情勢の変化や、少子高齢化の進行等による税収などの歳入の減少や社会保障費の増加等、公共施設を多く整備してきた人口急増期とは社会を取り巻く状況が大きく変化をしております。このような厳しい財政状況の中ではこれまでどおりにすべての公共施設を維持していくことは困難な状況にあります。</p> <p>本基本方針(案)は、こうした中で、将来にわたり真に必要な公共施設サービスを市民の皆様を提供していくために、限られた財源と資産を最大限に有効活用する都市経営の視点のもと、今後の公共施設サービスの適正化に向けた取組の方向性や将来コストの削減方策などの考え方をまとめたものです。</p> <p>今後は、財政状況や取組の効果を常に検証しながら、公共施設の適切な維持管理、運営に努めてまいります。</p>